

総行マ第105号
令和5年8月7日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室長
(公 印 省 略)

福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアルの
作成について

平素よりマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

健康保険証としてのマイナンバーカードの利用については、令和3年10月からオンライン資格確認の運用が開始され、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能になるなどのメリットがあります。

政府としては、国民の皆様こうしたデジタル化のメリットを享受していただけるよう、マイナンバーカードの取得に支援が必要な方に円滑にカードを取得いただける環境整備に取り組んでおり、今般、「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を作成し、施設・支援団体に情報提供しましたので、別添1のとおりお知らせします。併せて、マニュアルに記載された出張申請受付等の取組を活用いただくに当たって、市区町村の担当者の連絡先も情報提供しておりますので御承知おきます。

また、カードの取得に支援が必要な方に円滑にカードを取得いただける環境整備として、マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱や個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）の改正も行いましたので、各地方公共団体においては、下記事項も参照いただきますようお願いいたします。

貴職におかれては内容を承知の上、域内の市区町村（指定都市を除く。）に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 出張申請受付の推進及び施設・支援団体等の本来業務への配慮について

出張申請受付は、役所に出向くことなくカードの受取りができ、施設・支援団体等の負担が少ないものであることから、市区町村においては、まだ実施されていない市区町村も含め、施設等における出張申請受付や個人宅等に対する出張申請受付について、今般作成したマニュアルを参考に、積極的に実施いただきますようお願いします。

また、実施に当たっては、施設・支援団体等の本来業務に配慮し、事前準備等で過度な負担がかからないようにするとともに、施設・支援団体等からの相談には丁寧な対応をお願いします。加えて、実施の案内をする際は、当該市区町村内の関係部局とも連携し、市区町村から施設・支援団体等に対しての直接の案内もお願いします。

2 他の市区町村の住民の出張申請受付について

出張申請受付においては、出張した職員が所属する市区町村以外の市区町村の住民であっても、出張申請受付を行った市区町村を経由して交付申請書の提出を行うことができ、この場合、住所地市区町村は郵送でマイナンバーカードを交付することが可能とされています。

ついては、福祉施設等へ出張申請受付を実施する市区町村は、自団体の住民に限らず、他の市区町村の住民についても、本人確認書類の提示を受け、本人確認を行い、申請を受け付けていただきますよう、ご検討をお願いします。

3 出張申請受付における本人確認書類について

カード取得マニュアルの資料編中 7 ページでは、出張申請受付における本人確認書類を紹介しており、同ページ中（3）では照会回答書の取扱いを示しています。

申請時来庁方式での照会回答書の取扱いについては、これまで、事前に照会回答書を送付し、来庁時に持参する方法を示してきましたが、施設入所者の出張申請受付では、
①事前に施設から交付申請者の氏名、住所等が記載された交付申請者名簿を提出してもらい、住所地が施設所在地と異なる場合は、当該交付申請者名簿を、事務処理要領第 4 の 3(1)D の疎明資料とした上で、
②出張申請受付当日に、市区町村職員が当該交付申請者が施設に入所していることを確認することで、
事前に照会回答書を送付せず、出張申請受付の場で提出を求めることとして差し支えありません。

なお、住所地が他の市区町村である場合には、出張申請受付後、本人確認書類の写しを住所地市区町村に送付するのに併せて、当該交付申請者名簿を住所地市区町村に送付願います。

4 施設や支援団体等への助成について

今般、施設・支援団体等が行う申請サポート・代理交付によるカードの受取りに対して市区町村が助成を行う場合、当該助成経費が補助金の対象となるよう、マイナンバー

カード交付事務費補助金交付要綱を改正しました。詳しくは、別添2をご覧ください、積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

また、マイナンバーカード交付事務のための手話通訳者やろうあ相談員等による支援経費も対象に追加しておりますので、聴覚障害をお持ちの方への交付事務に当たっては、合理的配慮に基づき必要な対応をお願いします。

5 代理交付・本人確認書類の拡充について

今般、事務処理要領を改正し、

①代理交付の対象となる「やむを得ない理由により出頭が困難であると認められる者」として考えられる者として、「社会的参加を回避し長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態である者」の追加

②カード交付時等に提示を受ける本人確認書類として

- ・年金手帳・基礎年金番号通知書（年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。）
- ・社会的参加を回避し長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態である者について公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が作成する顔写真証明書
- ・15歳以上18歳未満の者及び成年被後見人の法定代理人が作成する顔写真証明書
- ・公共料金の検針票
- ・携帯電話の領収証

の追加を行いました。詳しくは改正後の事務処理要領を御確認ください。

6 行政書士への業務委託による申請サポート・代理交付について

市区町村と各都道府県行政書士会との契約により、カードの取得に支援が必要な方に対する申請サポート・代理交付によるカードの受取りを行政書士に業務委託できるようにする枠組みをご提示する予定です。当該委託料については、マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に定める補助対象経費となりますが、詳細は今後、別途お示しいたします。

7 マイナンバーカードの暗証番号について

マイナンバーカードの暗証番号の管理に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付を受ける方の負担軽減にもつながるよう、令和5年11月頃より、暗証番号の設定が不要なカードの申請受付・交付を予定しています。

このカードは、マイナポータルや各種証明書のコンビニ交付など暗証番号が必要なサービスでは利用できませんが、マイナンバーカードに記録されている顔写真を用いて、顔認証等により確実な本人確認を行った上で、オンライン資格確認を行うことができます。詳細は今後、別途お示しする予定ですのでよろしくお願いします。

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
担 当：井上係長、佐藤、坪田
電 話：03-5253-5366（直通）
メール：juki@soumu.go.jp